

議案第62号

阿見町国民健康保険条例の一部改正について

阿見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月10日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町国民健康保険条例の一部を改正する条例

阿見町国民健康保険条例(昭和34年阿見町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第23条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

阿見町国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正後	備考
第23条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。	第23条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。	

議案第62号 説明資料

【主な改正の理由】

改正国民健康保険法(以下「改正法」という。)の施行に伴い、引用条文に条ずれが生じるため、所要の改正を行うもの。あわせて、引用条文の改正内容に合わせ必要な文言の修正を行うもの。

【改正の概要】

第23条において、罰則対象となる被保険者の資格喪失に係る虚偽の届出の根拠として引用していた改正前の法第9条第9項が改正法により第9条第5項に改められたことに伴い、引用個所を適切なものに改めた。

また、改正法により、被保険者証の発行が行われないこととなるため被保険者証の返還も行われなくなることにより、第23条中の当該返還に係る規定を削除した。

【施行期日】

条例の施行日は、令和6年12月2日とする。

ただし、この条例の施行日前にした行為のほか法令において定める行為における罰則の規定は、この条例の改正前のものを適用する。